

通知預金(1/2)

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	通知預金
2. 販売対象	法人および個人
3. 契約期間	期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入	(1) 預入方法 一括預入 (2) 預入金額 10,000円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 支払方法	随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の1日前までに通知が必要です。
6. 利息	(1) 適用金利 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払方法 解約時（払戻時）に一括して支払います。 (3) 計算方法 付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	(1) 個人のお利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合はかかりません。） ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税」（0.315%）が追加課税されます。 (2) 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	個人の場合は、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約の 取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法



杜の都信用金庫

通知預金(2/2)

	<p>(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) — もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話: 03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
13. リスクに関する重要事項	<p>預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。</p>

